

## 岡本の国会での質問

166-衆-農林水産委員会-7号 平成19年03月28日

○西川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、法律としては農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案について審議をするということは重々承知をしておるわけでありましてけれども、諸般気になる案件がある関係で、一、二聞いていきたいことがあります。

まず最初は、与党側の理事の方も、委員の方も、そう緊張なされずに、それ以外の案件でありますけれども、二月に米国産牛肉において基準違反の牛肉が日本にやってまいりました。輸入対象の牛肉ではないということで、一たん当該工場からの輸入が停止をされたわけでありましてけれども、昨今、事情がある程度判明したということで、当該工場を除いて、そのほかの工場については問題がないというふうに話が決まったと私は報道で聞いておりますが、その案件について、大臣はどのように御報告を受け、そして、それについてどのような御指示を出されたのか、ちょっと御答弁いただきたいと思っております。

○松岡国務大臣 ちょっと、これは突然のお尋ねなものですから、私の記憶の範囲で御答弁をさせていただきます。

先生が御案内のとおり、タイソン社という食肉会社がございます、そこの中のレキシントン工場というところから参りました肉に証明書にないものがまじっておった、こういうことでございます。これはまさしく、そういう証明書にないものがまじっておった、そして二十月齢未満と確認できない、こういったようなことございましたので、一時これを保留いたしまして、そして二十二日でしたか、二十二日か二十三日だったと思っておりますが、アメリカの方から正式にこのことに対しての回答が参りました。そこで、その回答を受けまして、確認ができましたので、これを保留から停止という形で、私どもはその工場からの受け入れというものを停止いたしましたわけでございます。

あわせて、アメリカに対して、その工場を、今認めておる三十五施設がございますが、その三十五の中からそれは除外してもらいたい、要は、認定施設としてそれをやめてもらいたい、このような申し入れを今行っているところでございます。

ただ、権限としては、この認定するしないの権限はアメリカの政府にあるものですから、そういった意味においては、私どもはこれは要請をして、ひとつアメリカとして十分要請にこたえていただくという取り組みをいたしておる、こういうところでございます。

○岡本(充)委員 対日輸出プログラムの対象施設から外すのは米国の権限かもしれませんが、輸入停止にするのは我が国の権利でありまして、そういう意味では、よそ任せでは困るわけですね。

大臣、私、一つ重要だと思っているのは、日本として米国からのその報告書をもとに現地を査察に行ったんですか。

○松岡国務大臣 岡本先生、それは向こうから来てからということですか。

いや、まだ行っておりません。

○岡本(充)委員 米国からの調査書だけでその基準を決定していいのかどうか、日本国の主体的な判断がどこにあるのかということについては私は指摘をしたいし、ましてや、この問題は本当にレキシントン工場だけでいいのか。これはもう篠原委員も指摘をしておりますけれども、タイソン社としての

食肉処理の方針、またプログラムがあるわけでありますから、例えば、日本において食品にかかわるさまざまな問題、不祥事が出た会社、洋菓子の会社などを含めて、最近もあったわけでありすけれども、こういう社でも、他の工場を含めて一たんは停止をするというのがこれまでの基本的な食品安全行政にかかわるスタイルだった。

きょうは厚生労働省にはお越しをいただいておりますけれども、農林水産省として、やはりタイソン社の全体の問題としての査察を早急に実施されるよう求めるわけでありますが、大臣、端的にこれだけ教えてください。

○松岡国務大臣 これは、端的という前に、ちょっと事実関係だけは整理をしておきたいと思うんです。

まず、そういうことで、前回のときに全部とめました。このときは、まさしく輸出証明書に、証明書がありながら実は中身が違うものが入っておった、こういった事実がございまして、証明書自体が怪しい、こういうことであつたわけでありまして、それを全部とめたわけでありまして、

今回は、証明書にないものがまざっておった、したがって、混載という形で、そこで今回、調査結果、判明いたしましたことは、システムは機能したんですが、それを受けた人間がそれに反応しなかった、こういうことございまして、まさにこれは個人的なミス、こういったようなことで、したがって、今後はどうかということについては、向こうからの報告は、今度はシステム自体を個人に頼らずに、そこでこれは問題だというものがあるならば、それはもうシステム自体がそこでストップをする、こういうことによって、人為的ミスじゃない形で、システムできちっとチェックをする、こういったような報告も今来ておるところでございます。

そして、他のタイソン社の工場につきましては、今日までずっと長い、ある一定の期間ございしますが、問題もなく来ておりますので、そういった点からいたしましても、当該工場に限って私どもは今アメリカにそういう対応を求めている、こういう整理でございます。(岡本(充)委員「査察に行くかどうかは」と呼ぶ)それから、査察につきましては、これはもともと第二回目の、半年間、検証期間ということでやってまいりました。したがって、この半年間の検証期間で、一回目の検証査察が終わりまして、二回目を今実施するということになっておりますので、今その日程の調整を図るべく取り組んでいるところでございまして、日程が決まり次第、その二回目の検証査察をやる、その上で、トータルとして、全体としての判断をしたい、このように思っております。

○岡本(充)委員 高山先生の質問にもそのぐらい雄弁に答えていただきたいと思うわけでありすけれども、ちょっと端的にお答えいただかないと。時間がありませんので、端的にお願いします。

それでは本来の、法律に関しての質問に入りたいと思いますが、今回の法律について、これまでの施策の反省点をどのように踏まえているのかということについて、質問をしたいと思います。

これまで、平成十七年から始まりました元気な地域づくり交付金、この交付金はわずか二年で終了する、もしくは、今回の交付金に移行していくという形になるわけでありすけれども、ほかの交付金で、これだけ短い期間で、つまり検証もなされないうちにその制度が終わるということはなかったわけでありすけれども、これについて、今回なぜこういうことになったのか。

また、この元気な地域づくり交付金の要領の中では、交付額は、地域提案メニューに係る交付限度額は、当該年度における都道府県内の新規承認計画に係る交付限度額の合計の二割を上限として、都道府県知事が算定すると言っていますが、今回の交付金では、新しいアイデアの割合を多く取り入れても当然認めていただけるのか。それとも、農林水産省がある意味裏メニューを持っていて、裏メニューに該当しなければ、食堂に行ってメニューが出される、どれを食べられますか、メニューにないものが注文できるというのが今回の目玉なわけでありすけれども、メニューにないものを注文したら、実は別に店員さんが裏メニューを持っていて、お客さん、そのメニューは入っていませんよ、こう言ってしまうということになっては本来の趣旨に反するわけでありすから、

この裏メニューなるものが存在するのかどうかも含めて、お答えをいただきたいと思います。

○山本(拓)副大臣 先生御指摘の元気な地域づくり交付金は、平成十七年度に創設されて、今までに約一千地区ほど事業が実施されてきたところでもございます。

ただ、これをなぜやめたかという話以前の問題として、一千の、過去の前例を見ますと、最も効果を上げているのは、むしろ提案をしていただいたり、そしてまた、しっかりと地域間の交流をやったり、そういう実例を見た上で、地域づくり交付金制度をやめるのではなしに、それをさらにグレードアップする必要があるという観点から、今回、過疎化、高齢化の進展により著しく低下している農山漁村の現状を回復するためにも、今回の法案整備になったところでもございます。

農山漁村活性化法案については、今国会に提出するわけではありますが、同法案に基づく農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を創設いたしているところでもございます。

これによって、市町村への直接補助が可能になっておりますし、事業意欲のある市町村が積極的に活性化のための計画づくり、それぞれの自治体が活性化の独自の計画をつくるということでもございます。そしてまた、農山漁村の豊かな自然を活用した交流がさらに促進をされるということでもございますし、活性化計画の作成に当たっては、農林漁業者の団体やNPO法人等から、いわゆる民間の提案制度を設けることにより、民間団体の知恵や活力が生かされるようになるということも期待いたしているところでもございます。農山漁村における居住者、滞在者をふやすという観点からの地域の活性化が図られるということを大変期待いたしております。

これらはすべて、千地区の実証、検証をした上でグレードアップしたところでもございますし、今先生が御指摘になりました、今回、地域提案メニューということでもございますので、そういうことで、生産基盤や施設の整備、生活環境整備と一体的に行うものとして、伝統的家屋の修繕や屋敷林の保全等を図る事業などを新たに対象とする方向で検討いたしております。

また、この地域提案メニューが交付金に占める割合の上限については、基本の、現行の元気な地域づくり交付金と同じくするという方向で、今回、要綱等において定めることといたしております、地域の創意工夫により、これらを十分に活用していきたいと考えております。

○岡本(充)委員 今の話では、結局、元気な地域づくり交付金の反省という意味でいったら、いわゆる地域のアイデアをより生かせるといっても、やはり二割という足かせをはめているという意味で、これは名前だけを変えていると言われても仕方がないわけでありませう。

そもそも、大臣、ここを聞きたいんですけれども、補助金と交付金、何が定義は違うんですか。

○松岡国務大臣 ちょっと今私も、これは間違ったことは言っちゃいけない。定義があるかと聞いたんですが、今ちょっと持ち合わせがないんですが、補助金というのはもうはっきりいたしております、ある目的の事業をする、そこにぴたっと、それに合わせた形で直接補助をする、こういう形だと思います。

それから、交付金というのは、一定の幅、一定の範囲において交付をし、その一定の幅、一定の範囲においては、これはある程度の幅を持った運用ができるというか適用ができる、そういう違いなんだろうと思っております。

○岡本(充)委員 大臣、重要なことだと思いますよ。この法律の根幹にかかわる部分に大臣お答えいただけないというのは、これは本当に問題ですよ、やはり。

大臣、そもそも高山委員が指摘をされているさまざまな案件、これで、正直言って、委員会のいろいろな審議、十分なされていない。高山さんも、あの三十分を大臣の質問につき込まなきゃいけないかったし、今だって、私、こういう重要な話、補助金と交付金がどう違うんだ、こういう話を問うても、大臣に根本、この法律の根幹ですよ、その部分にお答えいただけないというのであっては、そもそもこれでは審議が深まらない。

したがって、私は、今のこの農林水産委員会における審議の状況というのを大変憂えています。

篠原我が党筆頭理事も憂えているとおり、このような状況であるということとをぜひ与党側の委員の皆様にも御認識をいただきたい。補助金と交付金がどう違うのかということについて明確な御答弁がいただけないということでは、これは審議にならないわけなんです。何かもし補足があれば。

○松岡国務大臣 私が申し上げたとおりです。

それと、今岡本先生おっしゃいましたが、私は審議に停滞をするような答弁をいたしているつもりはございません。

○岡本(充)委員 補助金と交付金の差が、はっきり定義が言えないじゃないですか。あいまいな話じゃないですか。

○松岡国務大臣 先ほど申し上げましたように、補助金というのは、その事業に対して直接補助をする、交付金というのは、ある一定の範囲において適用やその対応が可能なような、そういった形でやる、こういう違いを申し上げたわけでありまして、補助金適正化法のもとでは一緒であります。

○岡本(充)委員 そういったではわからないし、それだけの差ですか、補助金と交付金の差は。範囲がちょっと広く、そういったというような表現なんですか。それとも、その定義が違うのか。そこをはっきりできないということでは、これは法律の内容として審議ができませんよ、大臣。

○松岡国務大臣 まあ俗に言う……(岡本(充)委員「俗に言うじゃない、ちゃんと」と呼ぶ)いやいや、縛った形で、俗に言うというのは、ひもつきとかいう、そういった縛った形でやることよりも、補助金改革という方向の中で、ある一定の範囲、適用というものが柔軟性、弾力を持って行えるようにというのが、これが交付金の趣旨であります。そういった意味で、補助金よりも幅広い形の適用ができるというのが交付金だ。補助金というのは、その事業に限って補助しているということから、厳密に用途とか適用の幅というのが定められている、こういう違いであります。

その違いを明確にしたい意図が何かあれば、はっきりおっしゃっていただければ、こちらもそれにこたえた対応をいたしますが。

○岡本(充)委員 大臣が答えていない部分があるんですよ。

交付金というのは、では、私が言ったら、大臣は、ああ、そのとおりですと言うだけの話ですよ。

大臣が答えていない交付金の性格がある。それは、出口重視なんでしょう。入り口重視から出口重視なんでしょう。出口をどういうふうにしてチェックをするのか、それを求めるのがこの交付金のあり方なんですよ。

そもそも、大臣、今私が言いたかった話も全部言いますよ。はっきり言いますけれども、入り口重視でこれまで補助金は出してきた、最初の要件が重要だった、交付金は、後から、その交付金はどうだったか、事後評価も含めてチェックするわけでしょう。その話は大臣は今していない。十七年から十八年で終わってしまった今回の前の交付金の制度についても、事後評価に至る期間がまだないじゃないかという話をしたかったけれども、議論が結局こうやって深まらないわけなんです。

大臣、これでは、この農林水産委員会として議論をしていかなきゃいけない課題が山積する中で、私は本当に残念でならないし、現状の委員会運営について、私からも、これは大臣に苦言を呈していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

高山委員が御指摘をされました案件について、やはり私からも、本当は聞きたくありませんでしたけれども、改めて確認をしておかなきゃいけない。

私は、大臣、いろいろところで御説明をされているのはよく存じておりますけれども、大臣の言葉の定義として、説明責任という言葉はどういうふうな言葉だというふうにお考えですか。

○松岡国務大臣 先ほどから、高山先生の質問が農林水産委員会の質問に全く入れないままにという、それは質問される側の方の選択でして、私の方から殊さら求めているわけでもありませんので、そのことをもって審議ができないとおっしゃるのは、これはちょっと視点が違うのではないかと、このことは申し上げさせていただきたい。

それと、補助金の定義と交付金の定義、岡本先生もお医者さんで随分その世界でお詳しいいんですが、私はもともと農林水産省に十九年勤務いたしておりまして、そして、政治家になりましてから満十七年たちましたが、人後に落ちず、私は、この農林水産政策については、能力の点は別にいたしまして、熱意もそれから経験も含めまして、いろいろな勉強等も含めまして、岡本先生に負けない程度の知識や経験は積んできたつもりでございます。

それから、説明責任ということについてでございますが、それは読んで字のとおりだと思っております。

○岡本(充)委員 私の質問に対しての答弁よりも、その前段の話が非常に長いのが残念なんです。

読んで字のごとくと言われますが、説明責任の定義は何なのかと聞いているわけですね。私はこう問いかけているわけですから、それに対して御答弁をいただきたい。読んで字のごとくなどというような答弁は、それこそ国会の場の議論としては失礼だと思いますので、きちっとお話をいただきたい。

○松岡国務大臣 岡本先生ぐらいの御知識もおありの方ですから、そのように申し上げたわけですが、人それぞれ、さまざま解釈はあると思います。説明をする責任だ、こういうことだと思います。

○岡本(充)委員 私は、そもそも、最初の委員会のときに、大臣に御就任のお祝いを申し上げたのを御記憶されているかもしれませんが。私自身も非常に、先ほど大臣、お話がありましたとおり、御経験のある大臣が農林水産大臣に就任をされて、本当に農林水産業にかかわるさまざまな議論が進むと期待をしていたわけです。

高山委員の選択だというふうに言われますけれども、私は、やはりきちっとした議論をしていくためには、大臣にもそれ相応の姿勢というかお話をさせていただきたい。それは、多くの国民はやはりそう思っているわけなんです。

いろいろお話はされています。法令に従って、法令の求める範囲は私は報告しているから、もうこれ以上いいんだと言われるけれども、大臣に守っていただかなければならないことは法令のほかにあるわけですね。法令にすべて従えばそれでいいというような範疇で本当にいいのか。もっと、いろいろな意味で高い見識なり、この大臣という言葉が、どうしてこういう言葉がついているかということもお考えいただければ、法令の範囲内で暮らしていればそれでいいだろうと言って開き直られるのではやはり困るし、若干感情的に御答弁されるのも私は残念でならないわけなんです。

大臣、国務大臣の、大臣政務官規範というのをもちろん御存じだと思いますけれども、その前文に、国務大臣等の公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保するというのがこの大臣規範の前提になっています。これは法令じゃないですよ。法令しか守らないんだったら、この大臣規範は、では守らないわけですか。法令の中でもう十分だというのであれば、これは法令ではない、これは閣議決定ですから法律じゃありませんね。そういう意味でいったら、大臣が言われている法令の範囲内だけで本当に国民の皆さん方が納得しているのか。

先ほどの話で、説明責任というのは説明する責任だと言われましたけれども、国民の信頼を確保できている状態にあると大臣はお考えなんですか。そここのところをお聞かせいただけますか。もしあるとすれば、その理由もお答えください。

○松岡国務大臣 その大臣規範というのは、私どもは当然、大臣の立場としてその規範に基づい

て対応していくというのは当たり前のことだと思っております。

それから、今の岡本先生の最後の、後の方の、後段の方であります、そういういろいろな対応の中で、やはり何が基準になるか、基本になるか。それは、大臣規範というのは一つの規範としての、私はそういう規律だと思っておりますし、そのもとで。そして、具体的な事柄については、法律がある場合はその法律に基づいて、基本として、対応していく、こういうことがやはりいわゆる基本なんだろう、こう思っておりますので、そういう立場で私は今申し上げているわけであります。

○岡本(充)委員 法令に基づいてやっていくという話であれば、先ほどからお話ししているように、こういう規範もそうだし、もっと言えば、倫理というのは別に条文になっているわけじゃない。大臣は先ほどから、私、ちょっとお話をしましたように、いろいろなことで私が質問をすると非常に長く答弁をしていただく割には、事この光熱水費の話になると急に答弁が短くなるんですけれども、法令の求めるところ以外で答えるものと答えないものというのは、大臣の中でどのように分けているんですか。私が聞いていなくてもとうとうと御答弁いただけるときと、残念ながら、法令で定められている範囲を超えておられますと言ってばちっと切るときと、これは大臣の中でどういうふうに出選されているんですか。

○松岡国務大臣 それは、やはり必要に応じて、政策的な説明とかそういったことはそういう答弁をする、こう思っております。

○岡本(充)委員 国務大臣としての、いわゆるこの大臣規範にある、国民の信頼を確保するためにも十分な答弁が必要だというふうには思われませんか。

○松岡国務大臣 私の使命と責任は、農林水産大臣として、日本の農林水産業、また農山漁村、そしてまた関連するいろいろな団体、業種、そういう発展に向かってしっかりと成果を上げていく、そして責務を果たしていくことだ、それが一番基本だと思っております。したがって、今申し上げましたことにおきましては、精いっぱいしっかりと取り組んで、成果を上げつつあるものもありますし、また、成果を上げるべく努力をいたしているところでございます。

○岡本(充)委員 農林水産大臣である前に国務大臣としての任命を受けているわけです。大臣としての規範がまず前提にあるべきでありまして、国民の信頼を確保するための御努力が私は不十分なんじゃないかと。多くの国民の皆さんがそう思っている状況を、いろいろな世論調査を見ても、もう大臣御存じなはずであります。

この大臣規範に反しているというふうには私は考えるわけなんですけれども、国民の信頼を今確保できているというふうにお考えなのかどうか、端的にそこだけお答えください。

○松岡国務大臣 私は法律から外れたこともいたしておりませんし、そういう意味におきまして、国民の皆様の御理解を得たいと思っております。

○岡本(充)委員 違うんです。

信頼を確保していると思われるかどうか。今の光熱水費に対する御答弁で国民の信頼を確保できる状況にあるとお考えですか。その一点だけです。

○松岡国務大臣 私は、法律に基づききちんと対応しているということで、国民の皆様方の御理解を得たい、こう思っております。(岡本(充)委員「御理解じゃなく、信頼を確保しているかです」と呼ぶ)

○西川委員長 挙手をして発言をしてください。

松岡農林水産大臣。

○松岡国務大臣 それは私が主観的に申し上げることじゃないと思っております。

○岡本(充)委員 それは主観的に申し上げることじゃないと言いますけれども、これは国民の信頼を確保することを目的としてつくられているわけですよ。その大臣規範に、では反しているかどうかも御自身で判断ができないということですか。

○松岡国務大臣 大臣規範に反するような、公序良俗とかそういったことに反していることは一切ないと思っておりますし、そしてまた、必要な法律、法令事項等についても、それは遵守して対応している、このように思っております。

○岡本(充)委員 では、改めて聞きます、国民の信頼を確保している状況にあるとお考えなのか。私が判断できないというのであれば、この大臣規範に自分が反しているかどうか判断できないということになるわけですが、私が判断する立場にないと言われれば、イコール、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範について違反しているかどうか、御自身で判断ができないということをお答えいただいているというふうに理解しますが、端的にお答えをいただきたい。

○松岡国務大臣 大臣規範に反していることはないと思っております。

○岡本(充)委員 往復するのも本当に疲れましたが、国民の信頼を確保しているかどうかと聞いているんです、私は。

○松岡国務大臣 したがって、大臣規範に反していることはない、私はそのように認識をいたしております。(発言する者あり)

○西川委員長 松岡大臣、再度、御発言をお願いいたします。  
質問の趣旨にこたえて発言をお願いいたします。

○松岡国務大臣 私は、大臣規範には反しておりませんし、それから、定められた法令もきちっと遵守をいたしておりますし、したがって、国民の信頼をいただけるもの、このように思っております。

○岡本(充)委員 先ほどは御判断できなかったようでありますけれども、判断をしていただいて光栄でございます。

御自身では国民の信頼を確保できていると言われるけれども、新聞各紙、世論調査、マスコミ等を見ても、その確保ができているとは到底及びがたい状況にあるのは、もう委員各位も十分御存じのとおりなわけでありましてね。それを、大臣みずから確保していると強弁してやまないということであっては、ますますもって、残念ながら、大臣に質問を続けていくということが我が党としても非常に難しくなる。

大臣、御自身で説明責任を果たされるというふうに、本当に文字どおり説明の責任を果たして国民の信頼を回復されたときに、初めて大臣規範に基づいた国務大臣たる松岡農林水産大臣になるわけでありまして、そういう意味では、私たち、これから大臣に政策の内容について質問していくことができない、大変残念な事態にならざるを得ないと思っております。

最後に、改めて聞きますが、現在の光熱水費の内訳について今後とも説明をされる御予定がないのであれば、それで私の質問は終わりますけれども、その際には、今お話をさせていただきましたとおり、今後、同僚議員からは大臣の大臣たる規範に基づく状況になるまでは、もしくは、大臣がみずからおやめになるまでは、残念ながら、御質問ができないということをお伝えして、最

後にその答弁をいただきたいと思います。

○松岡国務大臣 御指摘は御指摘として承りました。

○岡本(充)委員 説明責任をする気はないんですね。最後に、一点だけ聞くというお話をしている。

○松岡国務大臣 もうきのうの本会議でも申し上げましたし、きょうの高山委員の御質問にもお答えいたしました。もう既に、現行の法令、制度で決められたとおり対応いたしております。

○岡本(充)委員 終わります。